

2006年(平成18年)12月19日

内閣府国民生活局消費者企画課  
消費者団体訴訟制度準備室 御中

大阪弁護士会  
会長 小寺 一 矢

消費者団体の認定、監査等に関するガイドライン(案)に関する意見書

第1 意見の趣旨

- 1 法施行後、当面の間は、適格団体に必要とされる活動実績を2年以上とすることを原則とすることに反対である。
- 2 申請者自体の社員数について少なくとも100人存在していることを体制整備の目安と斟酌することに反対である。
- 3 理事会の意思決定に関する常任理事会等の委任については、団体自治を尊重し、一律に禁止すべきでない。

第2 意見の理由

(なお、以下の番号符号はガイドライン(案)本文の表記による。)

2. 適格消費者団体の認定について

(2) 団体の目的及び活動実績(法第13条第3項第2号)

イ 活動実績

(イ) 相当期間について

ガイドラインでは、活動実績の評価の対象となる活動が2年以上継続してされていることを原則として要することとされている。

しかしながら、法改正より施行までの間が1年しかないのであるから、施行時から最初の2年間においては2年以上を原則とするのではなく、当該活動が充実して行われている場合や業務遂行体制の整備及び専門的知識経験の確保などの充実について配慮し、継続期間が2年に達しない場合であっても「相当期間」と評価するのを原則とすべきである。

(3) 体制及び業務規程(法第13条第3項第4号関係)

ア 体制について

申請者自体の社員数について少なくとも100人存在していることを体制整備の1つの目安と斟酌するとの点については反対である。

消費者団体訴訟制度検討委員会では、団体の規模の判断に当たっては構成員数ではなく体制面や内容が重要な指標となるとし、これを要件としないものとされている。また、当会及び日本弁護士連合会が、適格団体の要件について構成員数を主とし、厳格な規制を課すべきではないと主張していたことを排し、構成員数を要件とせず、他方で極めて厳格な要件の下に内閣総理大臣が認定した団体に適格性を与えるものとした本法の立法経緯に鑑みれば、ガイドラインにおいて事実上の人数要件と誤解を与え

るような指針を示すべきではない。

(4) 理事及び理事会（法第13条第3項第4号関係）

ア 法第13条第3項第4号1関係について

「理事その他の者に委任されていないこと」の理事については、特定の理事に委任することを禁止する趣旨であり、常任理事会に委任する場合は含まれないと解すべきである。けだし、法人（NPO法人を含む）一般の運営と差止請求関係業務の執行に係る重要な事項の決定とはその質の面と判断のために要する時間的制約の面で大きく異なっており、差止請求関係業務において和解内容の検討、修正、可否、控訴等の提起等の判断については機動的かつ専門的に行われる必要があるからである。

以上